

公益財団法人しまね海洋館

女性活躍推進法による行動計画

当法人では、家庭/育児と仕事の両立を支援しており、出産/育児にかかわる女性職員の多くが「産前産後休暇」「育児休暇」「育児短時間勤務」「子の看護休暇」「妊婦健診のための休暇」などを利用しており、継続勤務できる環境が整っています。

この環境のなか、女性活躍推進法に基づき行動計画を策定し、女性をはじめとするすべての職員が働き甲斐をもって、いきいきと働ける職場となることを目指し、更なる女性の活躍を推進してまいります。

1. 計画期間

2023年4月1日から2031年3月31日（第4期指定管理期間内）

2. 当法人の現状

- ・育児休業は子が3歳になるまで取得が可能であり、実際に1年以上の育児休業取得実績があります。（実績：7名、14回 正職員/契約職員の取得あり）
- ・妻の育児の負担を軽減できるように男性職員の育児休業取得を推進し、夫婦で協力し合って子育てできるようサポートしています。（実績：1名、1回）
- ・子の看護休暇は、子が中学就学前まで取得が可能であり、また1時間単位での取得を認め柔軟な対応をしています。
- ・女性職員の育児休業等取得中の人員不足には代替職員を募集し、女性職員の育児休業等の取得を後押ししています。（実績：2名採用）

3. 当法人の課題

- ・課長以上の女性管理職の割合は20%です。
- ・係長以上の役職者で女性の割合は21%です。
- ・全職員における女性の割合は54%ですが、正職員における女性の割合は14%です。

4. 目標

- ・女性管理職候補の育成強化をします。
- ・課長以上の女性管理職の割合が25%以上になるように努めます。

5. 取組内容

- ・コーチングやマネジメントなどの各種研修に対象職員を積極的に派遣します。
- ・育児休業等から復職した際は、本人の聞き取りを行いながら徐々に職場に慣れるよう配慮します。
- ・2030年度末までには目標を達成するよう努めます。